

2024年2月13日

地方裁判所 訟廷係宛

通知人

東京都

TEL

美澤 雄久

過料事件通知書

下記の者については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下 法人法とする）（平成十八年法律第四十八号）第三十一条の規定する記載事項に違反する事実があったため、同法第三百四十二条七により、百万円以下の過料に処すべきものと思料されるので、関係書類を添えて通知いたします。

記

1. 法人の名称および所在地

名称：一般社団法人法日本観光通訳協会

所在地：東京都千代田区神田和泉町1番地6-1 インターナショナルビル603号室

2. 違反者の氏名及び住所地

氏名：

住所：

3. 事件の概要

- 当該法人は、平成25年2月1日に、社団法人から一般社団法人へ名称を変更し移行した。
- 当該法人の正会員（以下会員）は、法人法に関する法律の社員に該当する。会員名簿は、同法の社員名簿に相当する。通知人は当該協会の社員（正会員）である。
- 当該法人は移行時から令和4年8月29日迄は、社員名簿には、氏名、住所、電話番号及びファックス番号を掲載していた。
- 当該法人は、令和4年8月30日の理事会で会員規則を改正し、社員名簿に、氏名、登録言語（注 通訳案内士としての登録する言語、英語、スペイン語等）、都道府県となり、法人法、第三十一条の規定する記載事項（住所が不記載）に批判する状態となった。
- 通知人は、令和6年1月初旬に、メールを通して社員名簿の謄写を事務局に請求し、同月16日に、事務局を訪問し、同席していた事務局長および代表理事に謄写を求めたところ、(3)で示す住所が不記載の社員名簿のコピーを受領した。通知人は、住所が不記載であると法人法31条違反であることを知らせると、同席していた、当該協会の代表理事であるは、「個人情報保護の

観点からも会員規則に基づいた会員名簿した謄写させない。弁護士にも確認した。」
とし法人法 31 条に基づいた社員名簿の謄写を拒否した。

(5) 通知人は、当該法人の役員選挙において、選挙活動において社員名簿が必要であったが、住所が不記載な為、選挙活動を行うことができなかった。

4. 事件の概要に係る添付資料

- ・資料 1 謄写を受けた社員名簿（住所の記載がない）
- ・資料 2 会員規則（社員名簿の記載事項の変更）を変更する旨の通知メール
- ・資料 3 会員規則
- ・資料 4 謄写時に記載した社員名簿閲覧の申請書
- ・資料 5 通知人と ████████ 事務局長とのやり取りのメール（違法状態を確認）
- ・当該法人の現在事項全部証明書

以上